

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	399,167,695	399,167,695	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	399,167,695	399,167,695	——	——

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	—	399,167	—	68,258	—	94,756
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	—	399,167	—	68,258	—	94,756
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	—	399,167	—	68,258	—	94,756
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	—	399,167	—	68,258	—	94,756
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	—	399,167	—	68,258	—	94,756

(5) 【所有者別状況】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	96	58	265	311	4	18,009	18,744	—
所有株式数 (単元)	10	193,299	11,535	30,968	115,355	6	47,231	398,404	763,695
所有株式数 の割合(%)	0.00	48.52	2.90	7.77	28.95	0.00	11.86	100	—

(注) 1. 自己株式161,023株は「個人その他」に161単元及び「単元未満株式の状況」に23株を含めて記載しております。なお、自己株式161,023株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は160,023株であります。

2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	44,638	11.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	33,094	8.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8-11	20,313	5.09
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5-33	15,349	3.85
株式会社啓愛社	東京都北区岩淵町24番11号	15,000	3.76
財団法人高橋産業経済研究財団 ※1	東京都千代田区神田錦町3丁目20	12,347	3.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,057	2.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	10,000	2.51
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー — 505041 （常任代理人：株式会 社みずほコーポレート銀行 兜町 証券決済業務室）	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	5,694	1.43
日興シティ信託銀行株式会社（投 信口）	東京都品川区東品川2丁目3-14 シティ グループセンター	5,652	1.42
計	—	172,145	43.13

(注) ※1. 当社元社長高橋精一郎氏の提唱により、同氏が所有していた当社株式が寄付され、これを基本財産として、産業経済に関する調査研究及びその助成等を目的として設立された財団法人であります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）及び日興シティ信託銀行株式会社（投信口）の所有株式は、当該各社の信託業務に係る株式です。

3. フィデリティ投信株式会社から、平成19年6月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成19年5月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 フィデリティ投信株式会社

住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

保有株券等の数 株式 8,370千株

株券等保有割合 2.10%

4. 野村證券株式会社及びその共同保有者から、平成19年11月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成19年10月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	526	0.13
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	24,608	6.16
計	—	25,134	6.30

5. バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその共同保有者から、平成20年2月29日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年2月25日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	6,531	1.64
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	10,664	2.67
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	3,330	0.83
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1	4,129	1.03
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード5	570	0.14
計	—	25,224	6.32

6. J P モルガン信託銀行株式会社及びその共同保有者から、平成20年4月7日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年3月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
J P モルガン信託 銀行株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	23,006	5.76
ジー・ピー・モ ルガン・ホワイト フライヤーズ・イ ンク	アメリカ合衆国 デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリスティアナ・ロード500	1,415	0.35
ジー・ピー・モ ルガン・セキュリ ティーズ・リミテ ッド	英国 ロンドン EC2Y 5AJ ロンドン・ウ オール 125	678	0.17
計	—	25,100	6.29

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 160,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 17,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 398,227,000	398,227	同上
単元未満株式	普通株式 763,695	—	同上
発行済株式総数	399,167,695	—	—
総株主の議決権	—	398,227	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権5個)含まれております。
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式23株及び㈱湘南精機所有の相互保有株式578株が含まれております。

②【自己株式等】

(平成20年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ミネベア(㈱)	長野県北佐久郡御代田町 大字御代田4106番地73	160,000	—	160,000	0.04
(相互保有株式) ㈱湘南精機	神奈川県小田原市羽根尾 510-13	17,000	—	17,000	0.00
計	—	177,000	—	177,000	0.04

- (注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	25,681	17,996,720
当期間における取得自己株式	1,442	901,899

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	957	550,011	84	49,077
保有自己株式数	160,023	—	161,381	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、経営環境を総合的に勘案し、株主資本の効率向上と株主へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかる事を基本方針といたします。

当社は、年1回期末に剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり10円の配当といたしました。この結果、当事業年度の連結配当性向は24.5%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開をはかるために有効投資してまいりたいと考えております。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月27日 定時株主総会決議	3,990	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	677	562	842	848	812
最低(円)	337	408	415	507	516

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	801	812	745	727	708	704
最低(円)	726	638	679	516	546	544

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	—	山岸 孝行	昭和13年5月14日生	昭和37年3月 昭和63年3月 昭和63年12月 平成4年12月 平成6年12月 平成7年12月 平成7年12月 平成9年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成20年4月	当社入社 当社電子事業部副事業部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役第二製造本部長 当社開発技術センター統括 ミネベアエレクトロニクス㈱ 代表取締役社長 当社浜松製作所長 当社R&D本部担当 当社技術本部長 当社取締役及び専務執行役員 当社代表取締役及び社長執行役員（現） 当社内部監査統括本部長（現）	※5	21
取締役 専務執行役員	情報モーター 事業部長	貝沼 由久	昭和31年2月6日生	昭和63年12月 昭和63年12月 平成2年10月 平成4年12月 平成6年12月 平成6年12月 平成7年7月 平成11年8月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年7月 平成17年10月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月	当社入社 当社取締役法務担当 ㈱啓愛社エヌ・エム・ビー〔現社名㈱啓愛社〕代表取締役専務 当社常務取締役業務本部副本部長 当社専務取締役 当社欧米地域営業本部長兼業務本部副本部長 当社業務本部長 当社東京事務管理部門会議構成員並びに人事総務、物流及び資材の各担当 ㈱啓愛社取締役（現） 当社取締役及び専務執行役員（現） 当社業務本部長 当社業務本部法務部門長 当社情報モーター事業部長（現） ミネベア・松下モータ㈱〔現社名ミネベアモータ㈱〕代表取締役社長（現） エヌ・エム・ビー電子精工㈱代表取締役社長（現）	※5	28
取締役 専務執行役員	営業本部長	道正 光一	昭和24年11月4日生	昭和48年3月 平成元年4月 平成元年8月 平成元年12月 平成4年12月 平成11年4月 平成11年8月 平成13年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月	当社入社 当社ヨーロッパ総支配人 NMB-Minebea-GmbH 社長 当社取締役 当社欧州地域総支配人 当社常務取締役 当社営業本部長兼欧米地域統括営業部長 当社R&D本部担当 当社取締役（現）及び常務執行役員 当社専務執行役員（現） 当社営業本部長（現）	※5	13
取締役 専務執行役員	管理本部長兼 管理部門長兼 情報システム 部門長	加藤木 洋治	昭和24年3月21日生	昭和46年3月 平成元年6月 平成5年12月 平成11年8月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月	当社入社 当社管理部長 当社取締役 当社経営管理部長 当社執行役員 当社常務執行役員及び経営管理担当兼IR担当 当社取締役（現） 当社管理本部長兼管理部門長兼情報システム部門長（現） 当社専務執行役員（現）	※5	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	技術本部長兼 統括技術部門 長兼環境管理 担当	平尾 明洋	昭和23年11月19日生	昭和49年6月 昭和61年9月 昭和61年12月 平成2年1月 平成9年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月	当社入社 当社東京螺子製作所技術部長 当社取締役 当社開発技術センター所長 当社大森製作所長 当社執行役員 当社取締役（現）及び常務執行役員 当社技術本部副本部長兼統括技術部門長 兼特機事業部長 当社専務執行役員及び技術本部長 兼統括技術部門長兼環境管理担当（現）	※5	27
取締役 専務執行役員	製造本部長	小林 英一	昭和23年5月25日生	昭和39年4月 平成4年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月	当社入社 当社軽井沢製作所工機部長 当社軽井沢製作所生産技術センター長兼 工機部長 当社執行役員 当社取締役（現）及び常務執行役員 当社製造本部長（現） 当社専務執行役員（現）	※5	35
取締役 常務執行役員	業務本部長兼 資材部門長兼 法務部門長	山中 雅義	昭和23年4月7日生	昭和46年3月 平成4年8月 平成4年12月 平成5年12月 平成15年12月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	当社入社 NMB (USA) Inc. 社長 当社北南米地域総支配人 当社取締役 当社アジア地域総支配人 当社常務執行役員（現） 当社業務本部副本部長兼総合企画 部門長 当社取締役及び業務本部長兼資材部門長 兼法務部門長（現）	※5	10
取締役 常務執行役員	製造本部副 本部長兼電子デ バイス事業部 長	藤田 博孝	昭和27年5月23日生	昭和51年4月 平成元年8月 平成9年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月	当社入社 当社電子デバイス事業部デバイス第三製 造部長 当社浜松製作所エレクトロデバイス部門 長 当社執行役員 当社常務執行役員（現） 当社製造本部副本部長兼電子デバイス事 業部長（現） 当社取締役（現）	※5	5
取締役	—	村上 光鶴	昭和15年2月8日生	昭和42年4月 平成11年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年11月 平成20年4月 平成20年5月 平成20年6月	東京地方裁判所判事補 東京高等裁判所部総括判事 京都大学大学院法学研究科教授 TMI総合法律事務所客員弁護士（現） ㈱サンエー・インターナショナル社外監 査役（現） 横浜国立大学大学院客員教授（現） 当社独立委員会委員（現） 当社取締役（現）	※7	—
取締役	—	松岡 卓	昭和39年1月17日生	平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月	㈱啓愛社入社 同社取締役 同社常務取締役 当社取締役（現） ㈱啓愛社専務取締役（現）	※5	93

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	—	竹中 東聖	昭和16年2月27日生	平成9年6月 平成10年6月 平成11年10月 平成13年2月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年1月 平成17年7月 平成18年3月 平成18年6月 平成19年6月	住友信託銀行㈱取締役副社長 住友信証券㈱代表取締役社長 当社顧問 当社アジア地域総支配人 当社専務取締役 当社取締役及び専務執行役員 ミネベア・松下モータ(㈱)〔現社名ミネベアモータ(㈱)〕代表取締役社長 当社情報モーター事業部長 エヌ・エム・ビー電子精工㈱代表取締役社長 当社業務本部長兼法務部門長 当社常勤監査役(現)	※6	29
常勤監査役	—	鴨井 昭文	昭和26年1月2日生	昭和44年3月 平成9年1月 平成16年2月 平成18年3月 平成19年6月	当社入社 当社軽井沢製作所ペアリング製造部門品質管理部次長 当社軽井沢製作所ペアリング部門品質管理部長 当社ボールペアリング事業部ペアリング製造部長 当社常勤監査役(現)	※6	—
常勤監査役	—	棚橋 和明	昭和27年12月12日生	平成12年4月 平成14年4月 平成16年2月 平成18年4月 平成19年6月	住友信託銀行㈱総務部統括主任調査役 同社総務部副部長 同社業務監査部(本店)副部長 同社東京中央支店長 当社常勤監査役(現)	※6	1
監査役	—	平出 功	昭和17年3月10日生	平成12年12月 平成15年6月	当社税務顧問 当社監査役(現)	※6	1
監査役	—	藤原 宏高	昭和29年5月21日生	平成18年4月 平成18年6月 平成20年5月	第二東京弁護士会副会長 当社監査役(現) 当社独立委員会委員(現)	※4	—
計							280

- (注) 1. 取締役村上光鶴及び松岡卓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役棚橋和明、監査役平出功及び藤原宏高の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にし、業務執行のスピードアップをはかっていくために、平成15年6月27日より執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員(取締役による兼任は除く)は、21名であります。
- ※4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- ※6. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※7. 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「従業員が誇りを持てる会社とする」、「お客様の信頼を得る」、「株主の皆様のご期待に応える」、「地域社会に歓迎される」、「国際社会の発展に貢献する」ことを「五つの心得」として経営の基本方針としております。当社は、この経営の基本方針に従い、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は会社経営の健全性の確保をはかり、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

(1) 会社の機関の基本説明

当社では、平成15年6月より、取締役を10名体制にすることにより迅速で戦略性の高い経営判断を行うとともに、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。

なお、10名の取締役のうち2名が社外取締役であり、企業経営全般について助言を受けるとともに、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化をはかけております。

また、監査役につきましては、監査機能の更なる強化・充実をはかるため、平成18年6月より5名体制（うち社外監査役3名）としております。

監査役は監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席のほか、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。（詳しくは、「(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。）

また、「財務報告に係る内部統制システム」の円滑な定着、対応と、「会社法に基づく内部統制システム」への対応を有機的・効率的に結びつけるため、会社の執行部門から独立した内部統制推進室と内部監査室の2室からなる内部監査統括本部を平成20年4月1日付で新たに組織いたしました。

(3) 経営意思決定及び監督並びに各種機能の概要

①経営の監督機能

当社の経営の監督機能については、取締役10名による取締役会を重要な戦略的意意思決定を行う最高決議機関として、迅速で戦略性の高い経営判断を行う体制とし、2名の社外取締役により企業経営全般についての助言を受けるとともに、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化をはかけております。

②経営の執行機能

当社の経営の執行機能については、執行役員制度の導入により、会社の経営方針に則って自らの部門の業務執行に励み、経営の活性化と迅速化をはかり、その充実に努める体制を構築しております。

③経営の監視機能

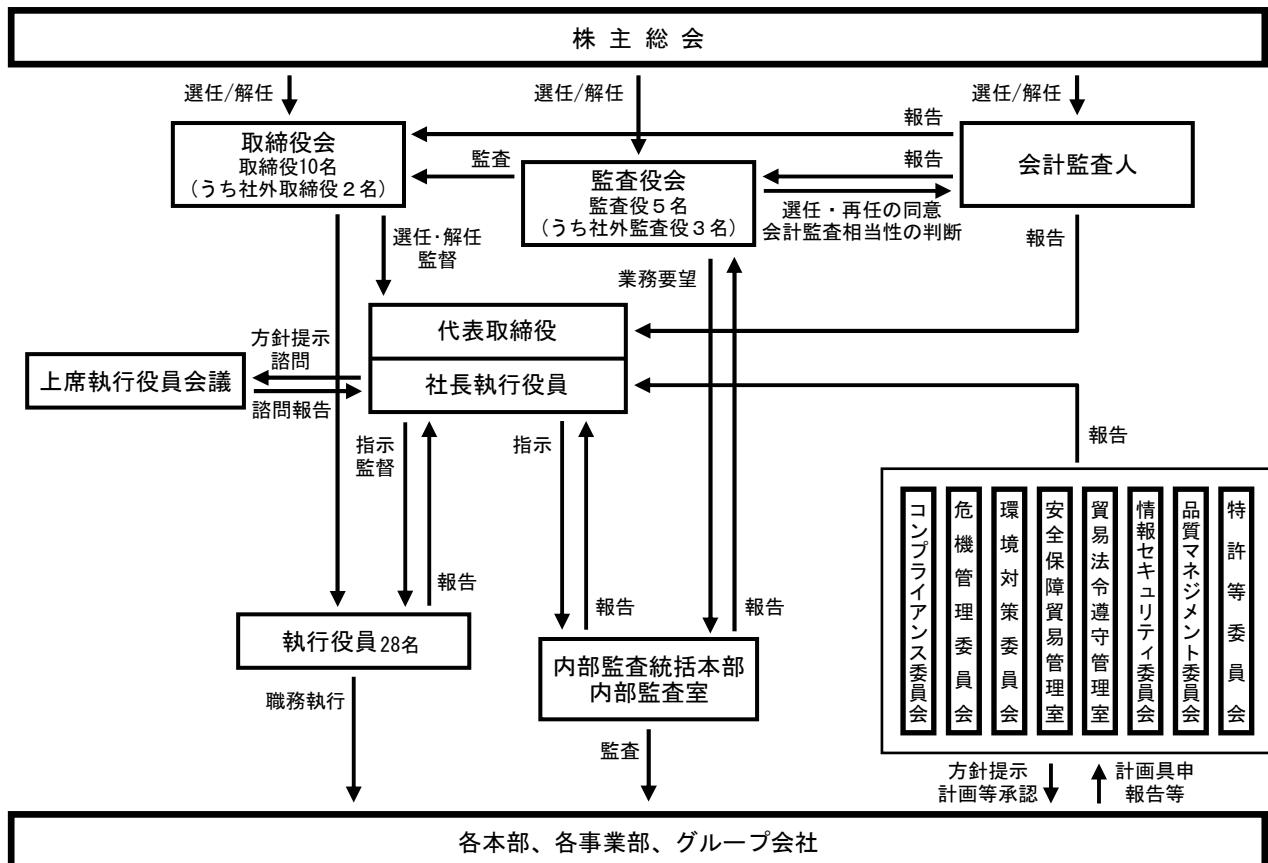
当社の経営の監視機能については、監査役5名（うち3名が社外監査役）による監視体制を構築しております。

また、当社では取締役に役付、序列は設けないことで、取締役相互の監視体制の強化をはかつております。

④各種機関の概要

取締役会	毎月1度の定時取締役会並びに適宜開催する臨時取締役会において、10名の取締役により迅速で戦略性の高い意思決定をはかっております。また、各本部、各事業部並びに各グループ会社における経営上の重要事項等については、取締役会において適宜決議・報告を行っております。
上席執行役員会議	社長執行役員の諮問機関として位置付けております。毎月1度の定時上席執行役員会議並びに適宜開催する臨時上席執行役員会議において、業務執行に関する協議を行っております。
執行役員会議	四半期毎に開催の執行役員会議並びに適宜開催する執行役員会議において、各本部、各事業部並びに各グループ会社における業務執行状況について報告を行い、各部門間の連携強化をはかっております。
監査役会	原則毎月1度の定時監査役会並びに適宜開催する監査役打合せ会において、議論を行い、具体的問題について十分に分析検討を行っております。また、四半期毎に代表取締役社長執行役員と意見交換会を開催しております。
その他委員会	コンプライアンス、危機管理、情報セキュリティ等、適切な業務遂行上必要な特定事項に関し、委員会を設置しております。

⑤当社の業務執行、経営監視及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。



(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は自らの企業経営を規律する内部統制システムを確立することにより、コーポレート・ガバナンスを充実させ、企業としての社会的責任をより強く果たすとともに、企業価値の一層の向上をはかることといたします。

このため当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

(内部統制システムの体制等)

①取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

1. 当社は、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』を定めます。
2. 同行動規範においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。
3. 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。
4. コンプライアンス委員会の活動は定期的に、又は臨機に応じ取締役会に報告いたします。
5. 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

②取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）

1. 取締役会は、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
2. 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

1. 当社は、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。
2. 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。
3. 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、又は臨機に応じ取締役会に報告いたします。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

1. 当社は、取締役を10名体制にすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うとともに、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。

2. 取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各本部及び事業部が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各本部長及び事業部長が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各本部及び事業部と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

⑤会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

1. 当社の本部組織・事業部組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
2. 当社グループに共通の行動規範を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
3. 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
4. グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
5. 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

⑥監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。
2. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令にて行われます。
 - (2) 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。
3. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。

イ	上席執行役員会議で協議された事項
ロ	会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ハ	毎月の経営状況として重要な事項
ニ	内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ホ	重大な法令・定款違反
ヘ	コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
ト	その他コンプライアンス上重要な事項
チ	取締役又は執行役員が決裁した稟議事項
リ	取締役又は執行役員が決裁した契約事項
ヌ	訴訟に関する事項
 - (2) 執行役員は前口ないしホに関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前口及びホに関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

4. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
- (2) 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。
- (5) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社の内部監査部門は、社長直属の組織として内部監査室が置かれ、3名体制により内部監査実施規程に従い不適格又は不適切な業務処理の是正、業務の質・効率の向上をはかっております。

監査役会は、常勤監査役3名と非常勤監査役2名の計5名（うち3名は社外監査役）で構成されており、各監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会等への出席や、内部監査室とも連携をとり、国内事業所、子会社及び海外関係会社等へ往査し、業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、監査役会は会計監査人である新日本監査法人と年4回会合を開催し、監査体制・監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行うとともに、国内事業所及び国内関係会社並びに海外関係会社における会計監査に同行し、定期的に状況を確認しております。

会計監査については、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している新日本監査法人が、監査を実施しております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高橋秀法、鈴木真一郎、岡本和巳であります。また会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等15名であります。

- (6) 社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社社外取締役2名のうち松岡卓は㈱啓愛社専務取締役であり、同社は当社の3.76%の株式を所有する株主であるとともに、当社との間において、定常的な商取引を行っております。

なお、社外監査役については、該当事項はありません。

- (7) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬及び監査法人に対する監査報酬は、次のとおりであります。

役員報酬：

区分	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	333,768 (9,502)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	59,313 (27,715)
合計	15	393,082

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上している117,988千円を含めております。
5. 報酬等の額には、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報酬：

公認会計士法第2条第1項に規定する
業務に基づく報酬 63百万円

上記以外の業務に基づく報酬 86百万円

(8) 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めております。

(9) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限られます。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(11) 自己株式取得の決定機関

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(12) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

(13) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(14) 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。